

輸入者の皆様へ

簡易申告制度が利用しやすくなります。

関税法及び同法基本通達等の一部改正により、簡易申告制度について、下記のとおり改善が行われ、平成 19 年 10 月 1 日から実施されます。

改善の内容等

- 1．特例申告に係る貨物について、本邦に到着する前に通関手続を終了させることが可能となります。
- 2．特例申告を一括して行うことが可能となります。
- 3．簡易申告制度に係る引取担保と納期限延長等に係る担保の一元的な管理を行うことが可能となります。

簡易申告制度の概要等については、下記の税関ホームページを参照下さい。

また、これらの改正の詳細や、特例輸入者の承認申請手続のご相談等については、下記までお問い合わせ下さい。

〔カスタムスアンサー〕

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/kani/001kani1901_jr.htm

〔各税関の簡易申告制度担当〕

函館税関	TEL 0138-40-4209	東京税関	TEL 03-3599-6343
横浜税関	TEL 045-212-6110	名古屋税関	TEL 052-654-4169
大阪税関	TEL 06-6576-3391	神戸税関	TEL 078-333-3071
門司税関	TEL 093-332-8503	長崎税関	TEL 095-828-0126
沖縄地区税関	TEL 098-862-9281		